

あなたのお宅は大丈夫ですか？

設置後 **住宅用火災警報器** は

10年が**交換**の**目安**！

近年の住宅火災による死者の発生状況では、逃げ遅れが最も多く、全体の半数以上を占めています。住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少する効果があります。住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、定期的（半年に1回）に作動点検を行い、作動しない場合は機器本体を取り替えましょう。

■ 点検方法

機器本体のボタンを押す、またはヒモを引いて警報音を確認します。

【正常な場合】

正常を知らせる音声または警報音が鳴ります。

【音が鳴らない場合】

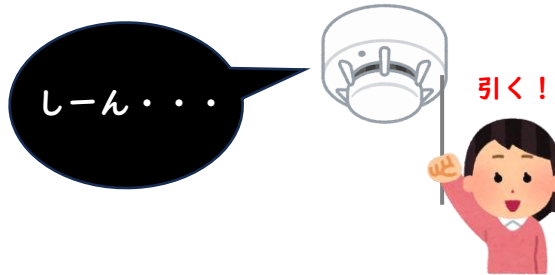
電池が正しくセットされているかご確認ください。

「正常です」
「ピーピーピー
火事です」



※音声は製品により異なります

しーん・・・

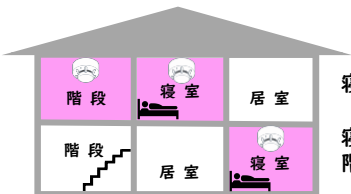


それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。機器本体を新品に交換しましょう。

■ 必ず設置する場所

- ① 普段の就寝に使われる部屋
- ② 寝室がある階の階段

【例】2階建てで寝室が1階、2階にある場合



寝室（1階・2階）
+
寝室がある階（2階）の
階段上部に必要

設置例の詳細 ↓



新しく交換する場合は『連動型』がおすすめ！



火災を感じた住宅用火災警報器だけでなく、連動設定を行っているすべての住宅用火災警報器が火災信号を受け警報を発します。

作動イメージ ↓



お問い合わせ先

西胆振行政事務組合消防本部

- ・ 伊達消防署予防課予防係（伊達市松ヶ枝町13-1 ☎23-8119）
- ・ 洞爺湖支署予防係（洞爺湖町栄町58 ☎76-2119）
- ・ 豊浦支署予防係（豊浦町字旭町44-69 ☎83-2119）
- ・ 壮瞥支署予防係（壮瞥町字滝之町384-1 ☎66-2119）

総務省消防庁
住宅用火災警報器Q&A



CHECK!